



# 鳥取県公報

平成 26 年 12 月 19 日(金)  
号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する等の規則（57）（子育て応援課）・・・・・・・・ 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する等の規則について

1 規則の改正等の理由

児童福祉法の一部が改正され、慢性疾病にかかっている児童等の保護者に医療費を支給する制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正

ア 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請書及び医療受給者証の様式を定める。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 関係する規則の規定について、引用する児童福祉法の条項等を改める。

(3) 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則は、廃止する。

(4) 施行期日は、平成27年1月1日とする。

# 規 則

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成26年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第57号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する等の規則

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・<u>第2条</u>)</p> <p>第2章 福祉の保障</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 <u>小児慢性特定疾病医療費の支給(第3条・第4条)</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 療養の給付等(第5条—第8条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第5節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>第8章 雑則(第31条・<u>第32条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)及び<u>里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)の施行に関し、他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 福祉の保障</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—<u>第3条</u>)</p> <p>第2章 福祉の保障</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 療養の給付等(第4条—第8条)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第5節 略</p> <p>第3章～第7章 略</p> <p>第8章 雑則(第31条—<u>第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)、<u>里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)及び鳥取県児童福祉法施行条例(平成24年鳥取県条例第3号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3条 削除</p> <p style="text-align: center;">第2章 福祉の保障</p>

第1節 小児慢性特定疾病医療費の支給

(小児慢性特定疾病医療費の支給の申請)

第3条 省令第7条の9第1項に規定する申請書は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(様式第2号)によるものとする。

(小児慢性特定疾病医療費医療受給者証)

第4条 省令第7条の22に規定する医療受給者証は、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証(様式第2号の2)によるものとする。

第2節 療養の給付等

(療育の給付の申請)

第5条 略

(療育機関の指定の申請)

第6条 略

第3節 助産施設等への入所の申込み等

第4節 児童自立生活援助の実施の申込み等

第5節 保護措置等

第6節 里親

(書類の提出先)

第1節 療養の給付等

(療育の給付の申請)

第4条 略

(療育機関の指定の申請)

第5条 略

(指定療育機関の診療を担当する結核の種別の変更の申請)

第6条 省令第14条に規定する申請書は、指定療育機関指定事項変更申請書(様式第4号)によるものとする。

第2節 助産施設等への入所の申込み等

第3節 児童自立生活援助の実施の申込み等

第4節 保護措置等

第5節 里親

(鳥取県通所給付費等不服審査会の審理を要しない場合)

第31条 鳥取県児童福祉法施行条例第2条第2項第3号の規則で定める場合は、審査請求に係る処分  
の明白な誤りにより当該処分の全部の取消しの裁  
決を行う場合その他鳥取県通所給付費等不服審査  
会に諮問する必要がないと知事が認める場合とす  
る。

(書類の提出先)

**第31条** 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、第6条から第8条まで、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで及び第19条から第24条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

- (1) 第3条、第5条及び第27条から第30条までに規定する書類並びに第22条及び第23条に規定する書類であって認可保育所に係るもの 所管の鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条の規定により設置された総合事務所の長又は同条例第4条の規定により設置された福祉保健事務所の長

(2) 略

(委任)

**第32条** 略

様式第3号（第5条関係） 略

様式第4号（第6条関係）

指定療育機関指定申請書

児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

略	
標榜している診療科名	
略	
結核の診療を主	略

**第32条** 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、第5条から第8条まで、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで及び第19条から第24条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。

- (1) 第4条及び第27条から第30条までに規定する書類並びに第22条及び第23条に規定する書類であって認可保育所に係るもの 所管の鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第2条の規定により設置された総合事務所の長又は同条例第4条の規定により設置された福祉保健事務所の長

(2) 略

**第33条** 略

様式第3号（第4条関係） 略

様式第4号（第5条、第6条関係）

指定療育機関指定 (指定事項変更) 申請書

児童福祉法第20条第5項の規定による指定療育機関として指定 (変更) を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

職 氏名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

申請者 氏 名 ㊟

電話番号

略			
標榜している診療科名		診療を担当しようとする結核の種類	骨関節結核 骨関節結核以外の結核
略			
骨関節結核又は	略		

として担当する 医師		骨関節結核以外 の結核の診療を 主として担当す る医師	
略		略	
結核の診療に必要 な設備	略	骨関節結核の診療 に必要な設備	略
略		略	
添付書類 略		添付書類 略	

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

（表面）

※ 協・組・船・共・国（市町村）・国（それ以外）  
新制度対応 ・ 経過措置対応

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）

受 診 者	フリガナ			受給者番号 (新規申請の場合は記入 不要)								
	氏 名			生年 月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男 ・ 女			
	住 所	(〒 )					電話					
	加入医療 保険	被保険者氏名					受診者との 続柄					
保 険 種 別						被保険者証の 記号・番号						
被保険者証 発行機関名												
所 在 地												
疾病名												
申 請 者	氏 名					受診者との 関係（続柄）						
	住 所					電話番号						
該当する所得 区分	生活保護 ・ 低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般所得Ⅰ ・ 一般所得Ⅱ ・ 上位所得											
自己負担上限 額の特例 (該当するもの に☑)	<input type="checkbox"/>	人工呼吸器等装着				<input type="checkbox"/>	高額かつ長期					
	<input type="checkbox"/>	世帯内按分特例				<input type="checkbox"/>	重症患者認定					
今回申請する受診者と同じ世帯 内にいる指定難病又は小児慢性 特定疾病の医療費助成対象者 (申請者)	有 ・ 無		「有」の場 合該当者の 氏名・受給 者番号		氏 名		受給者番号					
受診者が指定難病医療費助成対 象の場合	有 ・ 無											
受診を希望する (指定)医療機関(薬 局、訪問看護 事業者等を含む。)	医 療 機 関 名					所 在 地 ・ 電 話 番 号						

上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名



(氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。)

鳥取県 事務所長 様

- 注1 ※欄は、記入しないでください。  
 2 (新規・更新・変更)の欄は、該当するものに○を付してください。  
 3 申請者の住所及び電話番号の欄は受診者本人と異なる場合に記入してください。  
 4 該当する所得区分の欄については、裏面の表を参照してください。

(裏面)

支給認定基準世帯員 (受診者と同じ医療保険に加入する者)

世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	
世帯員氏名		受診者との続柄	

注 意 事 項

1. 受給者証の有効期間の始期は、原則、申請書を住所地を管轄する総合事務所又は福祉保健事務所へ提出し、受理された日となります。
2. 更新申請を行う場合は、別途お知らせする期限までに提出してください。
3. 県が指定した指定医療機関で、かつ、この申請書において「受診を希望する医療機関」として申請された医療機関以外の医療機関で受療した場合、当該医療費助成が受けられません。受療する医療機関を変更・追加する場合には、必ずその医療機関が県の指定を受けていることを確認し、改めて医療機関の変更・追加の申請を行ってください。薬局、訪問看護事業所についても同様です。
4. 医療機関を変更・追加する場合
  - ・必要添付書類 申請書 受療する医療機関が確認できる書類

○総合事務所及び福祉保健事務所の連絡先一覧

鳥取市、岩美郡、八頭郡にお住まいの方	東部福祉保健事務所	住所・電話番号
倉吉市、東伯郡にお住まいの方	中部総合事務所	住所・電話番号
米子市、境港市、西伯郡、日野郡にお住まいの方	西部総合事務所	住所・電話番号

【所得区分】

申請者（受診者の保護者であり・受診者の医療保険の被保険者）の市町村民税（所得割）課税額（以下「課税額」という。）により判断してください。なお、受診者が医療保険の被保険者である場合は受診者の課税額、受診者が国民健康保険又は国保組合の場合は受診者の世帯員全員（国民健康保険加入者又は国保組合加入者）の課税額の合計で判断してください。

課税の区分	課税額		所得区分
市町村民税非該当	—		生活保護
市町村民税非課税	0円	年収額が80万円以下	低所得Ⅰ
		年収額が80万1円以上	低所得Ⅱ
市町村民税課税	71,000円未満		一般所得Ⅰ
	71,000円～251,000円未満		一般所得Ⅱ
	251,000円以上		上位所得

※低所得Ⅰ及び低所得Ⅱの区分に係る年収額については、給与等の収入のほか、公的年金、障害年金、障害給付金、障害補償、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の合計額により判断すること。



様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第4条関係) (表面)									
小児慢性特定疾病医療費医療受給者証									
公費負担者番号		受給者番号							
住 所									
氏 名									
性 別		生年月日							
疾患群番号									
保護者の住所氏名									
保険者									
被保険者証の記号及び番号									
負 担	自己負担上限額	月 額	円	適用区分					
	人工呼吸器等装着			階 層 区 分					
				重症患者認定					
有 効 期 間	受診者と同じ世帯内における指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成の受給者								
上記のとおり認定する。									
平成 年 月 日									
事務所長									

  

送 付 先	指 定 医 療 機 関 名	薬 局	訪 問 看 護 事 業 所
	医 療 機 関 診 療 所		

(裏面)

注意事項

- 1 この証を交付された方は、表面に記載された疾病（疾患群番号で表示されています。）について、この証に記載された金額を限度とする自己負担上限額までを医療機関、薬局、訪問看護事業所（以下「保険医療機関等」という。）に対して支払うことで保険診療を受けることが可能となります。
- 2 本制度の対象となる医療は、表面に記載された疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証や組合員証に添えて、この証と自己負担上限額を管理する票（以下「管理票」という。）を必ず窓口にて提出してください。この証と管理票の提出がない場合は、自己負担上限額を超えて医療費の請求を受けることがあります。
- 4 氏名、居住地、加入している医療保険に変更がある場合は、速やかに居住地を管轄する総合事務所長又は福祉保健事務所長（以下「総合事務所長等」という。）に届け出てください。
- 5 この証に記載されていない保険医療機関等での診療は対象外となります。他の保険医療機関等を利用する場合は、必ず事前に総合事務所長等に届け出てください。
- 6 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったり、この証を速やかに総合事務所長等に返還してください。
- 7 この証を紛失、破損又は汚した場合は、総合事務所長等にその旨を届け出てください。
- 8 この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期間内に所定の手続を行ってください。
- 9 その他、本制度に関しての問い合わせは、下記に連絡してください。

問合せ先

指定医療機関に対するお願い

小児慢性特定疾病の対象療養に係る高額療養費の自己負担上限額については、入院療養に限り多数回該当が適用となる場合があります。指定医療機関におかれましては、当該制度における入院療養について、個人単位、医療機関単位で多数回該当の適用の有無について確認した上で診療報酬の請求をお願いします。

様式第20号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

様式第25号の2中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

様式第25号の12中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県特別医療費助成条例施行規則(昭和48年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
疾病	患者	疾病	患者
1 慢性腎疾患 慢性糸球体腎炎、ネフローゼ症候群その他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者	1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている20歳未満の者(以下「慢性疾患にかかっている未成年者」という。)
2 慢性呼吸器疾患 気管支喘息その他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者	2 慢性呼吸器疾患 気管支ぜんそくその他の疾病で知事が定めるもの	慢性疾患にかかっている未成年者
3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、川崎病性冠動脈瘤その他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者	3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、冠動脈瘤その他の疾病で知事が定めるもの	慢性疾患にかかっている未成年者
4 内分泌疾患 (1) 性腺機能低下症、甲状腺機能亢進症その他の疾病で知事が定めるもの (2) 先天性甲状腺機能低下症(先天性クレチン症)	20歳未満の者  全ての者	4 内分泌疾患 中枢性思春期遅発症、甲状腺腺腫その他の疾病で知事が定めるもの	慢性疾患にかかっている未成年者
5 膠原病 スティーヴンス・ジョンソン症候群その他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者	5 膠原病 スチーブンス・ジョンソン症候群その他の疾病で知事が定めるもの	慢性疾患にかかっている未成年者
6 糖尿病		6 糖尿病	

<p>若年型、成人型 又は型不明の糖尿 病（型不明の糖尿 病にあつては、腎 性糖尿を除く。）</p> <p>7 先天性代謝異常 （1）フェニルケ トン尿症その他 の疾病で知事が 定めるもの</p> <p>（2）糖原病、家 族性高コレステ ロール血症その 他の疾病で知事 が定めるもの</p> <p>8 神経・筋疾患 難治てんかん脳 症、筋ジストロフ イーその他の疾病 で知事が定めるも の</p>	<p><u>20歳未満の者</u></p> <p><u>全ての者</u></p> <p><u>20歳未満の者</u></p> <p><u>20歳未満の者</u></p>	<p>若年型、成人型 又は型不明の糖尿 病（型不明の糖尿 病にあつては、腎 性糖尿を除く。）</p> <p>7 先天性代謝異常 （1）先天性クレ チン病、フェニ ルケトン尿症そ 他の疾病で知 事が定めるもの</p> <p>（2）糖原病、家 族性高コレステ ロール血症その 他の疾病で知事 が定めるもの</p> <p>8 神経・筋疾患 ウエスト症候 群、先天性遺伝性 筋ジストロフィー その他の疾病で知 事が定めるもの</p>	<p><u>慢性疾患にかかっている未 成年者</u></p> <p><u>慢性疾患にかかっている未 成年者又は20歳以上の者</u></p> <p><u>慢性疾患にかかっている未 成年者</u></p> <p><u>慢性疾患にかかっている未 成年者</u></p>
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

（鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第4条 鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>他の</u>条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に関し、<u>鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年鳥取県条例第9号）</u><u>その他の</u>条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則(平成18年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2～8 略 9 この規則において「障害児通所支援」とは、児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。	(定義) 第2条 略 2～8 略 9 この規則において「障害児通所支援」とは、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(多機能型事業所の基準) 第12条 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)、同条第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。)及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所(以下「多機能型事業所」という。)に係る最低基準は、別表第10の中欄のとおりとする。 2 略	(多機能型事業所の基準) 第12条 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)、同条第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。)及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所(以下「多機能型事業所」という。)に係る最低基準は、別表第10の中欄のとおりとする。 2 略

(鳥取県保育士等修学資金貸付規則の一部改正)

第7条 鳥取県保育士等修学資金貸付規則(平成25年鳥取県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 保育所等 次に掲げる施設をいう。 ア～ウ 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 保育所等 次に掲げる施設をいう。 ア～ウ 略

エ 次に掲げる事業のいずれかを行う施設 (ア) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業 (イ) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業 (ウ)～(オ) 略 オ・カ 略 (4)～(6) 略	エ 次に掲げる事業のいずれかを行う施設 (ア) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業 (イ) 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業 (ウ)～(オ) 略 オ・カ 略 (4)～(6) 略
--	--

(鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の廃止)

第8条 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。